

2023年3月から4月にかけての約1か月ほど、第2子出生のタイミングにあわせて育児休業を取得しました。第1子のときは、2日間ほど特別休暇を取得しましたが、育児休業の取得までは考えませんでした。しかし、第2子の今回は、第1子のときとは異なり、妻が入院する際や第2子の出生直後に上の子の面倒をどうしよう、等と考えたことが、育児休業の取得を検討したきっかけでした。今回、育児休業を取得したことにより、育児に専念することができ、大変良かったと感じています。

本記事は、育児休業からの復帰後に、同室の特技懇編集委員の方から、育児休業に関する記事を書いてみないかとお声がけいただいたことがきっかけで書かせていただくことになりました。具体的には、出産前の準備で考えたこと、出産後の生活で苦労したこと、その他に気付いたこと等について書いています。私の体験談が、育児休業に関心がある方にとって少しでも参考になれば幸いです。

なお、本記事の主目的は私の体験を共有することであり、制度の紹介ではありません。そのため、制度の内容については、わかりやすくするためにあえて簡略化して書いているところがあります。また、制度自体が変更されることもあります。そのため、育児休業等の制度の詳細については、人事院の両立支援ハンドブック等にて最新の情報を確認していただければと思います。

●第2子が生まれるまで

・家庭において

第2子が生まれてくることが分かった当時、上の子もまだ4歳と小さかったため、第2子の出生時の対応や出生後の生活のことを考えると、いろいろと不安を感じました。それまで、上の子の日常の世話は基本的に妻がしてくれていました。そのため、妻が出産のために入院する際、上の子の世話はどうするのか、また、退院後もしばらく妻は第2子に集中しなければならないことが多いでしょうから、その間の生活はどうするか、といった不安です。そこ



で、妻と話し合い、私の育児休業取得を検討することになりました。

・職場への相談

第2子の出産予定は2023年3月でした。それを踏まえ、2022年12月の希望調査面談において、育児休業の取得を考えていることを所属長に相談しました。所属長も歓迎してくださり、希望調査面談後すぐに、育児シート1という書類を提出するよう連絡をくださいました。育児シート1には、出産予定日や取得予定期間等を記入します。育児シート1の提出後、男の産休・育休取得計画書兼フォローシートという、より詳細に取得計画を検討するためのシートを作成します。ただ、この段階でもまだ予定で問題ありません。記入後に所属長に提出すると、所属長が庶務班に提出してくださいますので、その後、詳細について庶務班に確認していくことになります。私の場合、男の産休・育休取得計画書兼フォローシート提出までを12月には終えていました。

・取得期間の検討

育児シート1や男の産休・育休取得計画書兼フォローシートには、取得予定期間を記入する必要がありますので、それを検討する必要があります。検討開始当初は、おそらく育児が大変なのは出生直前から出生後一定期間であり、1か月健診が終われば外出できるようになることや、業務への影響も考えると、育児休業の期間は1か月程度か、と漠然と考え始めました。また、育児休業の制度についてしっかり調べ始めたのはこの頃で、それまであまり詳しいことは分かっていませんでしたが、それでも、育児休業中は給与がそのままは出ないことはさすがに知っていましたので、金銭的な面も踏まえて取得期間を検討しました。育児休業の制度については、人事院の両立支援ハンドブックを読んだり、庶務班に聞いたりすることで調べました。それによると、育児休業中には、給与は支給されませんが、経済的援助として、育児休業手当金の支給があります。育児休業手当金は、育児休業期間が180日に達するまでは標準報酬日額の67%となります。経済的援助がいただけることは大変ありがたいことですが、どうしても給与よりは少なくなりますので、育児休業の期間が長くなればなるほど、経済的な負担が増してく

ることを懸念しました。また、期末手当・勤勉手当は、育児休業期間に応じて減額されるようですが、育児休業期間が1か月以下であれば減額されないようです。こうしたことを踏まえ、育児休業期間は、1か月以内程度にしようと決めました。

・育児休業の開始日と終了日の検討

育児休業の取得期間に関係するその他の要因として、次のものがありました。

まず、育児休業の開始に関係するものとして、育児休業の承認に必要な書類の中に、母子手帳の写し（出生届出済証明）があります。出生届出済証明は、出産後に病院が発行してくれる出生届を役所に提出することで記載してもらえます。通常、出生届は、14日以内に役所に提出すれば良いのですが、私のように、出生後に最短で育児休業を取得したい場合には、出生届出済証明を最短で記載してもらう必要があります。そのためには、出生届を最短で病院から入手し役所に提出する必要があります。出生届には、子の氏名等を記入する必要がありますので、最短で動くためには、子の氏名等の必要事項を出生までに考えておく必要があります。

また、私の場合、育児休業の期間を3月から1か月以内程度と考えておりましたので、4月にかかる可能性があったのですが、4/1に育児休業期間中であるか、それとも、復帰しているかによって、新年度の業務計画との関係で影響があるとのことでした。

育児休業をいつからいつまで取得するかについては、これらのことを踏まえ、家庭、所属長、庶務班等の関係者と相談・調整していく必要があるかと思えます。

・業務の引き継ぎ等

まず、審査周辺業務について、主に審査部内での業務に関するものと主に審査室内での業務に関するものがありました。前者は、所属長から審査部内の関係者にも相談していただきました。また、後者は、所属長に検討していただき、基本的にグループで担当している業務であったということもあり、どの業務もグループ内の他の方に一時的に代理をお願いすることとなりました。審査周辺業務の関係者に育児休業の取得を伝えた時期ですが、主に審査部内での業務に関するものの中には、3月の業務の予定を1

月頃から調整し始めたものがありましたので、1月半ばくらいから順次、関係者に伝えていきました。主に審査室内での業務に関するものについては、それよりも少し後、2月頃から伝え始めました。

次に、審査業務ですが、対話を代わっていただく必要がありました。ただ、上記においても述べましたように、出産予定日はあくまで予定である上、育児休業の申請に母子手帳の写し（出生届出済証明）が必要なことから、直前まで育児休業の開始時期が流動的であり、どのタイミングで対話の交代をお願いするかはなかなか決められずにいました。最終的には、妻の入院可能性とその日程が2月半ばに判明しましたので、そのタイミングで速やかに管理職に相談し、3月の対話の交代をお願いすることに決めました。

●第2子の出生～その後の生活

・配偶者出産休暇と育児参加のための休暇の活用

育児休業とは別に、配偶者の出産前後に男性職員が使用できる休暇として、配偶者出産休暇と育児参加のための休暇があります。配偶者出産休暇は、妻の出産に係る入退院の付添い、出産時の付添い、出産に係る入院中の世話等のために、妻の出産に係る入院等の日から出産の日後2週間の間において2日の範囲内で取得することができるものです。また、育児参加のための休暇は、妻が出産する場合に出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、妻の出産予定日の6週間前から出産の日以後1年の間において5日の範囲内で取得することができるものです。

妻の入院の日には、妻の入院時や出産時の付添いや、上の子の世話のため、配偶者出産休暇を活用しました。入院の日のうちに出産しましたので、翌日にも配偶者出産休暇を活用し、病院から出生届を入手し役所に提出することができました。そして、その日のうちには、母子手帳の写し（出生届出済証明）を庶務班に提出し、最短で育児休業の申請を行うことができました。申請から育児休業の開始までは、庁内で手続きをしていただくために一定の期間を要しますので、その期間については、育児参加のための休暇を活用しました。

・妻が入院してからの生活

メインは上の子の世話です。朝は、まず自分が少し早く起きて朝ごはん等の準備をします。その後、時間になったら起こすのですが、上の子は朝が弱くてなかなか起きてくれず、ここが一苦労でした。なんとか起こして朝ごはんを食べさせますが、ここでも、お腹が空いていない等と言って食べてくれなかったりするので、大変です。朝ごはんを食べた後は着替えさせますが、体操がある日にはジャージを着せる等、日によって服装が変わることがあるため、間違えないように注意が必要でした。その後、髪を結んであげるのですが、それまでは上の子の髪を結んだことがないばかりか、自分の髪を結んだこともありませんから、最も苦労しました。未だに妻ほど上手に結んであげることはできません。そして、準備ができたなら園に送っていきます。送り届けた後は、その帰り道で日用品の買い出しをしたり、家に帰ってきた後は掃除、洗濯、炊事等の家事を行ったりしますが、そうこうしているうちに迎えに行く時間になっています。お迎えの後には、上の子の相手、食事、風呂、歯磨き、絵本の読み聞かせ、寝かしつけをして一日が終了です。

・妻と第2子が退院してからの生活

妻が退院してからも、妻には第2子の世話にできるだけ専念してもらえよう、上の子の世話は引き続き主に私がしていました。加えて、第2子にも、ミルクをあげたり、その後にゲップをさせたり、おむつを替えたり、機嫌が悪い時にはあやしたり、等できることはたくさんあります。特に、上の子の時にはそれほどでもなかった夜泣きが、第2子はすごかったため、妻も私も寝不足でしたが、特に妻は出産により体の不調もありましたので、できるだけ私の方でも行うようにしました。

●育児休業から復帰後

育児休業以外の制度ではありますが、復帰後も上の子の送迎のため、フレックスタイムを活用しています。それまでフレックスタイムを活用したことはなかったのですが、ちょうど令和5年4月からコアタイムの短縮等により勤務時間のより柔軟な設定が可能になったようです。育児短時間勤務も考えました

が、給与が勤務時間数に応じた額となりますので、こちらはより慎重な検討が必要であると感じました。

また、育児休業からの復帰後、上でもご紹介した育児休業手当金が振り込まれました。具体的には、私の場合、育児休業手当金の申請を育児休業の申請と同時期に行ったところ、申請から約2か月後に振り込まれました。手続きには時間を要するものもありますので、早め早めに動くことを心がけると良いかと思います。

その他、育児休業の制度面では、私の育児休業中、給付の引き上げが検討されること等を報道で目にしました。今後ますます育児休業が取得しやすくなることが期待されます。

●謝辞

今回、育児休業を取得したことにより、育児に専念することができ、大変良かったと感じています。また、家族からも感謝がありました。

私の育児休業取得にあたり、様々な調整をいただいたり、業務を代わっていただいたりした関係者の皆様には深く感謝申し上げます。

また、妻も長女も長男も頑張ったと思います。妻には、本記事の作成にあたっても助言をいただきました。家族にも感謝しています。

profile

北澤 健一（きたざわ けんいち）

平成21年4月 特許庁入庁

審査第三部高分子、プラスチック工学、調整課、INPIT等を経て現職（審査第三部素材加工）。